

平成28年度 第2回

大阪府国土利用計画審議会 会議録

日 時：平成29年3月29日（水）

午前10時～午前11時15分

場 所：大阪市中央区大手前2丁目1-2

国民會館住友生命ビル12階 大ホール

議 題

【審 議 案 件】

大阪府国土利用計画（第五次）の策定について

【報 告 案 件】

大阪府土地利用基本計画の変更について（森林地域の縮小）

平成28年度 第2回大阪府国土利用計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考
1	学識経験のある者	榎村 久子	京都女子大学宗教・文化研究所客員研究員	出	会長
2		澤木 昌典	大阪大学大学院教授	出	会議録署名委員
3		北後 明彦	神戸大学都市安全研究センター教授	欠	
4		養父 志乃夫	和歌山大学教授	出	
5		滋野 由紀子	大阪市立大学大学院教授	出	
6		加我 宏之	大阪府立大学大学院准教授	出	
7		石黒 暢	大阪大学大学院准教授	欠	
8		松中 亮治	京都大学大学院准教授	出	
9		中谷 清	大阪府農業会議会長	欠	
10		山野 千鶴子	大阪商工会議所女性会常任委員	出	
11		栗本 修滋	大阪府森林組合代表理事組合長	出	
12		阪井 一仁	一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会会長	出	
13	府議会議員	いらはら 勉	大阪府議会議員（維新）	出	
14		池下 卓	大阪府議会議員（維新）	出	
15		前田 洋輔	大阪府議会議員（維新）	欠	
16		橋本 和昌	大阪府議会議員（維新）	出	
17		原田 こうじ	大阪府議会議員（自民）	出	
18		原田 亮	大阪府議会議員（自民）	欠	
19		中村 広美	大阪府議会議員（公明）	出	会議録署名委員
20		大橋 章夫	大阪府議会議員（公明）	出	
21	市町村長を代表する者	田中 誠太	大阪府市長会会長	出	
22	市町村長を代表する者	松本 昌親	大阪府町村長会会長	欠	
23	大阪市長	吉村 洋文	大阪市長	欠	

※ 委員23名中16名出席

平成28年度 第2回大阪府国土利用計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	吉村 庄平	※	臨時幹事:都市整備部技監 井出 仁雄
2	都市整備部都市計画室長	柴崎 啓二	出	
3	都市整備部都市計画室計画推進課長	大森 浩一	出	
4	都市整備部都市計画室計画推進課参事(計画調整担当)	中村 純二	出	
5	住宅まちづくり部理事	芝池 利尚	出	
6	住宅まちづくり部住宅まちづくり総務課長	明見 政治	※	臨時幹事:住宅まちづくり総務課参事 中岡 正憲
7	住宅まちづくり部都市居住課長	三崎 信顕	出	
8	住宅まちづくり部建築指導室審査指導課長	中杉 重登	出	
9	政策企画部戦略事業室事業推進課長	山田 正弥	※	臨時幹事:事業推進課課長補佐 吉川 玲子
10	環境農林水産部みどり推進室みどり企画課長	仲田 博	出	
11	環境農林水産部みどり推進室森づくり課長	原 貴美男	出	
12	環境農林水産部農政室整備課長	森井 喜博	欠	
13	都市整備部事業管理室長	山田 順一	出	臨時幹事
14	都市整備部交通道路室道路整備課長	尾花 英次郎	出	臨時幹事:道路整備課課長補佐 岡部 哲久
15	都市整備部河川室河川整備課長	谷口 友英	出	臨時幹事:河川整備課課長補佐 富井 浩一
16	都市整備部都市計画室公園課長	増山 和弘	出	臨時幹事
17	都市整備部港湾局計画調整課長	田川 慎一	出	臨時幹事:計画調整課課長補佐 高平 一哉
18	商工労働部成長産業振興室立地・成長支援課長	檜原 弘幸	出	

※ 代理として任命した臨時幹事が出席

目 次

1 開会.....	1
2 署名委員の指名.....	2
3 審議案件「大阪府国土利用計画（第五次）の策定について」	3
4 報告案件「大阪府土地利用基本計画の変更について（森林地域の縮小）」	24
5 閉会.....	31

1 開 会

午前10時

【司会】 皆様おはようございます。審議会の開催に当たりまして、事務局からご協力をお願いを申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードに設定していただきますようお願いいたします。また、傍聴の皆様におかれましては、先にお配りしております傍聴要領はお守りいただき、審議会開会中はご静粛にお願いいたします。

それでは定刻になりましたので、ただ今から、平成28年度第2回大阪府国土利用計画審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は本日の司会を務めます、都市計画室計画推進課の奥林と申します。どうぞよろしく申し上げます。

本日は、現委員数23名の方々のうち、現在16名の委員のご出席をいただいております。大阪府国土利用計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会の定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。出席予定は17人になっておりまして、石黒委員がまだ来られておりませんので、申し伝えておきます。

なお、本審議会は公開で行われますので、よろしく申し上げます。

それでは最初に、委員の皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料一覧をご覧ください。資料は8点ございます。

①配付資料一覧及び委員配席表、両面になっております。

②大阪府国土利用審議会条例及び規則、これがホチキス止めになっております。

③議題及び委員・幹事名簿、これもホチキス止めになっております。

④資料1 平成28年度第2回大阪府国土利用計画審議会議案書。

⑤資料2 大阪府国土利用計画（第五次）（案）。

⑥資料3 大阪府土地利用基本計画の変更について 説明資料。

⑦参考資料1 大阪府国土利用計画（第五次）案（概要版）。

⑧参考資料2 大阪府国土利用計画PDCA検討シート。

なお、委員と幹事の皆様には、議案説明時の「パワーポイントの表示画面」を補助資料としてお手元に配布させていただいております。

漏れている資料はございませんでしょうか。ありましたらお知らせください。

それでは、大阪府国土利用計画審議会条例第5条第1項において、会長が当会議の議長になると定められておりますので、榎村会長に議事進行をお願いしたいと思います。

榎村会長、よろしく申し上げます。

2 署名委員の指名

【榎村 会長】 本審議会の会長を務めております榎村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、年度末という大変お忙しいところ、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは早速、進めてまいりたいと思います。

はじめに議事に先立ちまして、本日の会議録の署名委員を決めさせてい

ただきたいと思えます。

会議録の署名委員は、審議会規則第5条第2項の規定によりまして、会長及び会長が指名する委員となっておりますので、誠に僭越でございますが、私から、二人の委員の方をお願いしたいと思っております。

まず、学識経験者の委員からは、澤木委員に、また府議会議員の委員からは、中村委員をお願いしたいと思えますが、よろしゅうございますでしょうか。

よろしく願いいたします。

3 審議案件「大阪府国土利用計画（第五次）の策定について」

説明・質疑

【槇村 会長】 それでは、ただ今から、平成28年度第2回大阪府国土利用計画審議会の議事に入らせていただきます。

本日の内容といたしましては、お手元の議事次第でございますように審議案件1件と報告案件1件となっております。

それでは最初に御審議いただきますのは、「大阪府国土利用計画（第五次）」の策定についてでございます。この議案は、昨年9月の本審議会において素案について御説明させていただき、御意見もいただきました。また府におきまして、昨年10月からパブリックコメントを実施し、あわせて国及び市町村に対して意見を聴取しております。

本日はこうした御意見を踏まえまして取りまとめました、「大阪府国土利用計画（第五次）案」につきまして、国土利用計画法の手續上の審議会としての御意見を賜りたいと考えております。

思い起こせば、平成27年から案の策定を開始し、結構長い時間をかけ

ていろいろと皆様方の御意見を頂戴して、やっと案にまとまったというところでございます。

それでは、「大阪府国土利用計画（第五次）案」について事務局から説明をお願いします。

【幹事 中村計画推進課参事】 大阪府都市整備部都市計画室計画推進課参事、中村でございます。

「大阪府国土利用計画 第五次」の策定について、御説明させていただきます。

お手元にお配りしております資料2「大阪府国土利用計画（第五次）案」でございます。また、その概要版としまして、参考資料1をお配りしております。

それでは、前の画面に従い、順次ご説明いたします。

はじめに、国土利用計画の概要でございますが、国土利用計画は、国土利用計画法に基づき、総合的かつ計画的な国土の利用を図るための基本的な事項について定める計画でございます。

個別法に基づく土地利用規制を定める計画だけでは対応できないような、広域的・総合的な視点から、それぞれの計画間の整合を図るとともに、その改善策の企画立案、実施の促進を図ることを目的とするものでございます。

次に「大阪府国土利用計画」の位置づけでございますが、国において「国土形成計画」と一体的に作成される「国土利用計画」の全国計画を基本として、府の関係計画と整合を図り、策定いたします。

また、大阪府土地利用基本計画や、都市計画法に基づく都市計画区域マスタープランは、本計画に沿って策定することとなります。

続きまして大阪府国土利用計画（第五次）の策定の背景でございますが、近年、人口減少・超高齢社会の進展、東日本大震災による甚大な被害の発

生等、土地利用を取り巻く社会経済状況が大きく変化しております。

国土交通省では、このような状況を踏まえ、「適切な国土管理の実現」、「自然環境・美しい景観の保全・再生・活用」及び「安全・安心の実現」を国土利用の3つの基本方針とする、第五次国土利用計画（全国計画）を平成27年8月に策定いたしました。

現在の「大阪府国土利用計画（第四次）」は平成22年に策定し、平成32年を目標年次としておりますが、大阪府もこれらの状況を踏まえ、平成39年を目標年次とした新たな大阪府国土利用計画（第五次）を平成29年に策定したいと考えております。

次に大阪府国土利用計画（第五次）の策定にかかるこれまでの検討の経緯でございますが、平成27年1月の本審議会におきまして、計画の策定について部会を設置し、検討を進めることをご承認いただきました。

その後、平成27年度に部会を2回開催し、土地利用についての課題抽出や基本理念等について検討を行い、取りまとめた基本的考え方を平成28年1月の本審議会に報告をいたしました。

平成28年度は部会を2回開催し、基本的考え方を踏まえ素案について検討を重ね、作成いたしました素案を平成28年9月の本審議会に報告いたしました。

その後、素案についてパブリックコメントを行い、提出されました意見を参考としながら、再度部会において取りまとめを進めてまいりました。

本日はその案について、法手続上の審議会としての御意見をいただくものでございます。

次に大阪府国土利用計画（第五次）の構成ですが、第1章 土地の利用に関する基本構想、第2章 土地の利用目的に応じた区分ごとの目標、第3章 目標を達成するために必要な施策の概要の3つの事項について示す

こととしております。

第1章の基本構想につきましては、「土地利用の基本理念」や農地、森林、住宅地といった「各土地利用区分の土地の利用目的に応じた区分ごとの基本方向」を定めるものでございます。

第2章の「土地の利用目的に応じた区分ごとの目標」につきましては、「各土地利用区分の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標」、第3章の「目標を達成するために必要な施策の概要」につきましては、「将来像の実現に向けた施策の概要等」及び「土地利用に関する情報把握と点検・評価・改善」という構成としてございますので、順にご説明させていただきます。

まず、大阪府の土地利用の概況でございますが、土地利用の特性として、市街化区域のほぼ全域が人口集中地区であること、都心からおおむね40km圏というコンパクトなエリアに人口が集中していること、鉄道駅から半径1km圏に人口の7割以上が集中していること、海外へのゲートウェイとして空港・港湾・鉄道・道路等の広域交通ネットワークが発達していることが挙げられます。

次に、土地利用の現状と推移でございます。グラフは近年の大阪府における土地利用の区分別面積の推移を示したものでございますが、森林・宅地がそれぞれ府域全体の約3割、農地が約1割を占めている。農地、森林の面積は減少している。宅地では、住宅地や商業・業務施設等用地は増加、工業用地は減少している。といった特徴がございます。

次に、土地利用の課題でございます。まず、大阪府の土地利用を取り巻く社会経済状況といたしましては、「環状道路の整備不足」、「企業本社等の大阪府外への転出」、「農地・森林の荒廃の可能性とそれに伴う防災・水源かん養・生物多様性等の多面的機能の低下」、「都市部のみどり不足」、「南

海トラフ地震や上町断層帯地震等による甚大な被害の発生の可能性」、「ライフスタイルの変化等による土地利用に対するニーズの多様化」等が考えられます。

これらの社会経済状況を踏まえ、土地利用の課題を3点に整理いたしました。

一点目は、にぎわい・活力の観点から、「産業の活性化等により、豊かさを継続し、都市の質の向上につながる効果的な土地利用が必要」、二点目は、自然環境、景観の観点から、「良好な自然環境・景観を保全・形成するため、大阪の特性を活かし、みどり豊かで魅力ある土地利用が必要」、三点目は、安全・安心の観点から、「災害等に対する安全や誰もが安心できる生活環境を確保するため、都市の防災性の向上等につながる土地利用」が必要であるとしております。

次に、大阪府における土地利用の根幹的な方向性を示す「土地利用の基本理念」についてでございます。

大阪府の土地利用の特性といたしまして、「人口、経済、産業が比較的高度に集積しており、交通インフラ等の都市基盤も充実していること」、また「歴史、文化、観光資源が豊富で、都市が周辺山系や大阪湾といった自然と近接していること」などが挙げられます。

これらを踏まえた土地利用の基本理念でございますが、「これまでに蓄積された質の高い自然・文化・歴史的資源、都市基盤のストックなどを活かしながら、公共の福祉を優先させ、自然環境を保全しつつ、安全かつ健康で文化的な生活環境の確保と府域の発展を図り、ひいては関西圏、国土の成長にも寄与する」、としております。

次に、先ほどの3つの土地利用の課題に対応した、土地利用の将来像と基本方針でございます。

一つ目は大阪・関西が強みを有する環境・新エネルギー産業や、健康・医療研究機関を強化し、質の高い都市機能を集積するとともに、コンパクトで一体の都市を形成している大阪にふさわしいネットワーク型都市構造の強化等により、「にぎわい・活力ある大阪」を目指します。

二つ目は、豊富な観光資源との連携等を進め、多様な魅力を備えた都市空間を創造するとともに、多面的機能を有する農空間の保全、良好なみどり空間の創出等により、「みどり豊かで魅力ある大阪」を目指します。

三つ目は、東日本大震災等の教訓を踏まえ、さまざまな自然災害を全て防ぐことは困難であることから、減災の考えに基づき、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、都市の防災機能を強化させることによる、災害に強い都市の構築等により、「安全・安心な大阪」を目指します。

次に基本方針の具体的な内容について、それぞれ御説明いたします。

まず、将来像1の実現に向けた基本方針の1点目、「人・企業を呼び込む質の高い都市機能の集積」でございます。

大阪・関西が強みを有す成長産業の集積の促進や、「第2京阪道路や大阪外環状線等、幹線道路沿道等における産業系土地利用の促進」などを図ってまいりたいと考えてございます。

次に、二つ目の基本方針、「大阪にふさわしいネットワーク型都市構造の強化」につきましては、「物流の拡大に資する阪神港及び関西国際空港の機能強化や環状道路等のネットワークの強化」や、都心部における「様々な都市機能の集積を活かした土地の有効・高度利用や、みどり空間の整備」などを、図ってまいりたいと考えております。

将来像2の実現に向けた基本方針の一つ目、「都市の格を高める魅力ある都市空間の創造」につきましては、「国際的なエンターテイメント都市にふさわしい都市の魅力の創造・発信」や、「自然や歴史・文化施設と調和した

街並みの形成等、多様な魅力を備えた都市空間の創造」などを図ることとしております。

次に、二つ目の基本方針、「環境負荷が少なく、みどり豊かな都市の形成」につきましては、「農空間の多面的な機能を活用した都市づくりの推進」や、「みどりのネットワークの形成、実感できるみどりの創出とみどりの太い軸線の形成」。また、「エネルギー利用効率の高い都市の形成」や、「CO₂吸収源対策として森林の保全と質の向上」などを図ることとしております。

将来像3の実現に向けた基本方針の一つ目、「災害に強い都市の構築」につきましては、「減災の考えに基づきハードソフト対策を適切に組み合わせた都市の防災機能の強化」や、「市街地の不燃化の促進と密集市街地の防災性の向上」、さらには「災害リスクの高い地域での新たな市街化の抑制、既成市街地でのより安全性の高い地域や建物への規制・誘導」、「洪水や津波・高潮等の災害リスクに対する河川、砂防、海岸保全施設等の整備・強化」、「代替性の確保の観点から、広域緊急交通路や広域防災拠点等を想定した機能の強化」を図ることとしております。

次に二つ目の基本方針、「誰もが暮らしやすい生活環境の形成」につきましては、「生活者の多様なニーズに応じた都市機能の整備と都市機能へのアクセス性の向上」や、「郊外住宅地における身近に自然とふれあうことのできる生活環境の創出」などを図ることとしております。

続きまして、第2章の「土地利用区分ごとの規模の目標」につきまして御説明いたします。

まず、規模の目標の設定に当たっての考え方でございますが、農地、森林、住宅地といった9つの土地利用区分及び人口集中地区を対象に設定いたします。

このうち、土地利用区分ごとの規模の目標につきましては、基本方針に

即した土地利用を推進することを基本として、さまざまな調査や各種統計資料等に基づく土地利用区分ごとの面積の推移を踏まえ、将来人口や経済見通しに基づき予測した面積に、施策の効果を加味し、目標とする面積を設定しております。

次に「土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標」ですが、基本的な方向性として、これまでは人口増加に伴い住宅地が拡大してきましたが、人口が減少に転じ、世帯数は計画期間内の平成32年まで増加した後に減少に転じる見込みであること等を踏まえ、公共投資を効率的に行い、都市活力を維持するよう、土地利用を考えていく必要があるため農地・森林については、原則として保全することとします。しかし、大阪にふさわしいネットワーク型都市構造の強化の観点から、主要な幹線道路沿道等における産業系土地利用や地域の生活拠点から徒歩圏にある住宅系土地利用については、計画的に促進します。また、事業計画がおおむね確定している土地については、周辺の農地・森林との調和など自然環境の保全に配慮しつつ整備します。加えて、主要な道路・河川の緑化や公園等の整備を図り、公共施設及び住宅や工場・商業施設等の民有地において緑化を進めるなど、みどりの拡大を促進します

この基本的な方向性を踏まえて設定した「土地利用区分ごとの規模の目標」につきまして、順次、御説明いたします。

まず、農地につきましては、農地法に基づく農地転用許可制度の適正な運用をはじめ、農業の多様な担い手の確保や農空間保全地域制度による農地の貸借等により、農地の保全・活用を図ります。

さらに都市農業振興基本法に基づき、都市農地の多面的な機能の発揮を目的として適切に保全・活用を推進します。ただし、道路等の公共事業用地や幹線道路沿道における計画的な工業用地等の産業系土地利用への転換

による一定の減少を見込みます。

こうした基本方向に基づき、目標値を指標の基準となる平成25年から目標年次の平成39年までの14年間で、約1,320haの減少と設定しております。

次に、森林につきましては、森林法に基づく規制制度の適正な運用などにより、森林の保全を図ります。

また、自然公園におけるすぐれた自然資源の保護及び利用を促進するとともに、多様な担い手の参画による里山の保全活動や、森林環境税を活用した災害に強い健全な森林を次世代に引き継ぐ取り組みを緊急的かつ集中的に実施します。

ただし、彩都や箕面森町におけるまちづくりや、新名神等の幹線道路の整備など、概ね確定したまちづくりの事業計画の完了に伴う減少を見込み、目標値としては、約1,880haの減少と設定しております。

なお、例示しました彩都や箕面森町等の公共事業による森林の減少は、目標値の約8割を占めております

次に、河川・水面・水路につきましては、洪水対策等の観点から行うダムの整備による増加を見込み、必要な面積を確保します。

しかし、ため池等が持つ災害防止、生物多様性の確保等の機能維持に配慮しつつ、その機能の一部廃止に伴う減少も見込み、目標値としては、約60haの減少と設定しております。

次に、道路につきましては、新名神アクセス道路等、道路ネットワークの強化施策による一般道路の整備や、事業がおおむね確定している住宅地・産業用地の開発等に伴う道路整備により、増加が見込まれることから、必要な面積を確保します。目標値としては、約740haの増加と設定しております。

次に、都市公園につきましては、適切な維持管理、改修、整備及び積極的な利用を促進するとともに、「みどりのネットワーク」の形成のため、都市公園の整備を進め、増加が見込まれることから、必要な面積を確保します。目標値としては、約270haの増加と設定しております。

次に、宅地でございますが、これは住宅地、工業用地、商業・業務施設等用地を合わせたものであり、目標値はそれぞれ個別に設定しております。

宅地の1点目、住宅地につきましては、平成24年より人口減少局面に入っておりますが、世帯数は平成32年まで増加し、その後減少に転じることが見込まれることから、土地の有効・高度利用をはじめ、低・未利用地や空き家、既存住宅ストックの有効活用など、既成市街地の再整備を優先し、農地や森林等の自然系の土地利用からの転換は抑制しますが、大阪にふさわしいネットワーク型都市構造の強化の観点から必要な面積は確保します。

また、彩都や箕面森町、阪南スカイタウン等の公共による計画的な住宅開発など、事業計画が概ね確定し、その完了に伴う増加が見込まれることから、目標値としては、約930haの増加と設定しております。

次に、宅地の2点目、工業用地につきましては、新規の工場については、第二京阪道路、大阪外環状線等の幹線道路沿道及びベイエリア等における立地の促進を図り、既存の工場については、産業集積促進税制等の活用により維持に努め、また、さまざまな企業誘致及び事業を継続する施策の展開により、目標値として、平成25年の規模を維持すると設定しております。

次に、宅地の3点目、商業・業務施設等用地につきましては、鉄道駅周辺や幹線道路沿道における大規模小売店舗等の立地等が予測され、若干の増加が見込まれることから、必要な面積を確保します。目標値としては、

約60haの増加と設定しております。

以上が宅地の3項目に係る目標でございます。

最後に、「その他用地」につきましてはベイエリアの埋立地が該当しますが、施設立地の促進や、鉄道の整備等により、適切な土地利用を促し、増加を見込みます。また、住宅開発地の空き地や荒廃農地などの低・未利用地も該当しますが、事業用地など、本来の利用目的としての利用を図るほか、コミュニティ広場など、地域住民等新たな土地利用主体による公益的な土地利用の促進を図ります。

目標値でございますが、当項目は、府域全体の面積から他の目標値の合計を差し引いた値に、海面の埋め立てによって計画期間中に増加する面積約580haを加えたものとして設定されるものであり、約1,840haの増加と設定しております。

なお、計画の参考数値である人口集中地区につきましては、沿岸部の埋め立てによる対象地区の増加及び人口減少による対象地区の若干の減少により、ほぼ現状の規模を維持すると見込んでおります。

続きまして、第3章の「目標を達成するために必要な施策の概要」につきまして、御説明いたします。

まず、第1章の「土地利用の将来像と基本方針」を踏まえ、第2章の目標を達成するため、取り組むべき施策の概要を例示的に示しております。

将来像1の「にぎわい・活力ある大阪」の実現に向けての施策例は、「高速道路の新たな料金体系の導入」や、「都市再生特別地区等の活用による土地の有効・高度利用」などをあげております。

次に将来像2の「みどり豊かで魅力ある大阪」の施策例は、「水都大阪の推進」や、「森林環境税の導入等による森林の保全」などをあげております。

次に、将来像3の「安全・安心な大阪」の施策例は、「市街地の不燃化の

促進及び建築物の耐震性の向上」や、「道路・建築物等、様々な施設におけるバリアフリー化」などをあげております。

次に、土地利用に関する情報把握と点検・評価・改善についてでございますが、PDCAサイクルにより実施してまいります。

評価に当たっては、質的な観点も含めて総合的に評価を行えるように、検討に努めてまいりたいと考えております。

次に、パブリックコメントの結果を御説明いたします。第1回国土利用計画審議会で御報告させていただきました計画の素案について、審議会でいただきました御意見を反映し、平成28年10月5日から11月4日までの1カ月間、パブリックコメントを実施いたしました。

期間中には、2名の府民から5件の意見が提出されました。提出された意見については、庁内で調整し、考え方をまとめた上で、第3回国土利用計画審議会部会にて検討し、適宜計画に反映しております。

パブリックコメントで出た意見の内容について、御説明いたします。一つ目の意見は、「旧遊郭というものが存在しており、安全や安心といったまちづくりを脅かすと思われる。これらを一掃するように、土地利用について早急に計画を策定した上で、次の第六次計画には盛り込んでいくべき」というものでございます。

これに対する大阪府の考え方といたしましては、本計画は府域全体における土地利用の基本的な事項を定めるものであることから、各個別地域の課題については、市町村の土地利用計画において検討されるものと考えております。

二つ目は、計画案の本文の21ページの「災害に強い都市の構築」について、でございます。「市街地の不燃化の促進や密集市街地の防災性の向上の部分には具体的な手法・手段が記述されているが、津波・高潮等の災害

リスクについてもイメージができるよう手法・手段を記載するべき」という御意見でございます。

御意見を踏まえまして、その箇所に「雨水幹線の整備や、防潮堤の液状化対策など」という事例を追記しております。

三つ目は、同じ「災害に強い都市の構築」について、「国では、台風の大規模化への対応が議論されており、災害に強い都市の構築において、台風の大規模化に対し、どのような施策を行うかを記述すべきである」という御意見と、大阪府では高潮用の水門を津波対策に使うことを検討しているが、台風の吸い上げや吹き寄せによる水位上昇への対応を検討しておらず、早急な対応が必要との御意見でございます。

大型台風の対策につきましては、現在、国で検討中であることから、計画には記載しておらず、今後の国の方針を踏まえて対応の検討を進めてまいります。

また、土地利用の課題の部分において、自然災害が激甚化する傾向が見受けられることを追記し、さらに「計画の進捗状況の把握と点検・評価・改善」において、「これまでの想定を超える規模の自然災害の発生等、土地を取り巻く状況の大きな変化」を追記することで、今後も対応が可能な表現としております。

四つ目は、同じ「災害に強い都市の構築」について、「本計画では、減災の考え方により、生命を守ることを優先し、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」を基本としているが、副首都を形成するには、防災対策の基本として生命と財産も守ることを優先すべきである」ということと、近年の異常気象に対応するためには、対応の判断基準ができるまでの間、暫定措置として「防ぐ」、「凌ぐ」、「逃げる」を基本とする防災対策を公表する。そして、その防災対策が完成するまでの間の減災対策を公表することを基本方針とするべき

という御意見でございます。

これにつきましては、災害対策基本法第41条の規定により、防災に関連する計画の防災に関する部分につきましては、「各都道府県の地域防災計画と矛盾し、または抵触するものであってはならない」という規定があり、これに基づき、本計画は大阪府地域防災計画と整合を図り、策定するものでございます。また、その大阪府地域防災計画の目的には、府民の生命だけでなく財産も災害から保護するということが位置づけられており、本計画も同様の考え方となっております。なお、具体的な防災・避難対策につきましては、関連する防災の計画に記載するものと考えております

五つ目は、37ページの将来像3「安全・安心な大阪」に対応する施策の概要について、「企業が大阪に新たに立地し、住民が安心できるためには、津波対策と大型化している台風対策を記述すべき」という御意見でございます。

津波対策につきましては、「都市基盤施設の整備と防災性の強化」の中に含まれていると理解していましたが、防災対策として明記するため「治水対策の推進（河川・下水道等）」を「洪水や津波・高潮等の治水・防災対策の推進」と追記いたします。

また、大型台風対策につきましては、先ほど申し上げましたとおり、現在、国で検討中でございますので、本計画には記載しておらず、今後国の方針を踏まえて対応の検討を進めてまいります。

以上が、府民からの御意見に対する、大阪府の考え方でございます。

次に、市町村に対する意見照会の結果をご報告いたします。計画の素案に対し、41件の意見がございました。内容といたしましては、計画の構成として、「大阪府の郊外において、まず行政がインフラ整備を行い、その上にエリアの方向性を示していくことが重要である」との御意見ござい

ます。

また、その他の御意見でございますが、本文や図表の表現の改善・修正についての意見が26件、事業や制度、手法の説明・補足についての意見が11件、構成上の確認の意見が3件ございました。

1点目の意見については、インフラ等の整備の方針は、都市計画や各事業の計画に位置づけられるものであるということ。また、本計画は全国計画及び政令に基づく構成で作成しており、お示しの構成ではないということでございます。その他の意見については、表現変更の必要性や計画全体のバランス等を踏まえ、計画の主旨に沿った範囲で修正・加筆を行ってございます。

以上、簡単ではございますが、計画案の概要を御説明させていただきました。

なお、今後のスケジュールでございますが、本日の審議会で、国土利用計画法第7条3項に基づき、御意見をいただいた後、「大阪府国土利用計画（第五次）」として取りまとめ、平成29年春の策定・公表を目指すとともに、同法第7条5項に基づき、国土交通大臣に計画策定の報告を行います。

以上で説明を終わらせていただきます。

【榎村 会長】 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明につきまして、何かご意見、御質問ございませんでしょうか。

橋本委員、どうぞ。

【橋本 委員】 橋本でございます。

御説明いただきましてありがとうございます。これは意見ですが、大阪については43市町村があって、そのうちの約30市町村ぐらいが森林を市域内に保有しているというふうに思っております、これは東京とはかなり

違う地域性を持っているのかなと思っています。その中で、森林を保全していくという観点の中で、パブリックコメント等で市町村への意見照会という形で市町村からの意見聴取もしていただいているんですけども、実際のところ、これは都市計画にも関わる場所なんですけど、市町村の考える市域内の開発等、活用等と、この国土利用計画で考えていく部分と若干相反する部分というのにも出てくるのは間違いのないことなのかなと思っています。その中で、それぞれの市町村の意見というのでも照会という形で、ガス抜きではなくて、実際にきっちりとした取り入れをこれからも大阪府としてもしていただきたいなというふうに思っています。これは府議会でも発言をさせていただいておりますけれども、そういった形で、照会をするのはいいけれども、全くその取り入れがないということがないような形でお願いをさせていただきたいなというふうに思っております。これは意見です。

【榎村 会長】 ありがとうございます。

阪井委員、どうぞ。

【阪井 委員】 私も大阪府のみどりの不足ということで、御意見を申し上げます。大阪府のみどりの不足とあり、住民一人当たりの都市公園の面積なんていうと、47都道府県で最下位なんじゃないかな。こういうような実態と、併せて特に大阪は商業エリアに非常にみどりが少ないということが一番気になる場所なんですけれども。特に最近、この10ページにございます、土地利用の転換前と転換後という、上からの航空写真が掲載されているんですけども、これは森林エリアを大型の商業施設に転換した、そういう航空写真だと思うんです。これは皆さん一目瞭然で、大型の商業施設にみどりが全くないんですね。大阪府の指導要綱がどのようになっている

のかをお聞きしたいんですけどね。ああいう大型の商業施設を建設する場合に、建築の指導要綱で、緑地帯というのはどういう状況になっているのか、お分かりの方はお答えいただけませんか。

【榎村 会長】 事務局のほうからお願いいたします。

【幹事 中杉審査指導課長】 住宅まちづくり部建築指導室審査指導課長でございます。

御質問の大阪府の指導要綱ということでございますが、開発許可に際しましては、府として新たに別で開発許可に対しての指導要綱というものは設けておりませんので、法に基づきます開発許可に際しての緑地の面積を%として求めているということでございます。大規模な開発になりますと、都市計画法の中で技術基準で3%の公園緑地を求めるといようなことになろうかと考えてございます。

【幹事 仲田みどり企画課長】 民間建築物の開発に当たりまして、大阪府の自然環境保全条例、これに基づきまして敷地面積1,000平方メートル以上の建築物の新築並びに増改築の際に、一定の緑地を義務づける制度がございまして、こちらのほうで、今、年間、大阪府下で概ね500件程度、届け出があるような状況でございます。面積で換算をいたしますと、この制度で年間、概ね30～50ha、それぞれの建築物の敷地内で緑地ができているというふうな状況にはなっております。

【阪井 委員】 もう一度いいですか。

【榎村 会長】 はい。

【阪井 委員】 ある一定の敷地に対する緑地帯を取る規模というのは、都道府県別でいうと多いんですか、少ないんですか。

【幹事 仲田みどり企画課長】 先ほど申しました条例に基づきます建築物の緑化制度なんですけれども、大阪府を含めまして都道府県レベルで

いいますと、全国で6つか7つぐらいの県が制度として持っています。あとは市独自でそういうふうな制度に取り組まれているところもございまして、今、それぞれの基準についての詳細な資料は持ってないんですが、基本的に他の府県なりとは遜色のないような、そういうふうな制度として運用してございます。

【榎村 会長】 よろしゅうございますか。

はい、幹事のほうから。

【幹事 中村計画推進課参事】 10ページの写真のところを事例としておっしゃっていただいたんですけど、ここは寝屋南というところでございます。市街化調整区域から市街化区域に編入して、こういう開発をしていただいているんですけども、その市街化区域に編入する際に緑被率を20%取っていただくということをお願いしております。写真上なかなかわかりづらいところはあるんですけども、20%以上はみどりが確保されているということで補足させていただきます。よろしくお願いたします。

【榎村 会長】 そのほかございませんでしょうか。何か御質問、御意見ございましたら頂戴したいと思っております。

阪井委員、お願いします。

【阪井 委員】 今、大阪府の中で東南海地震の確率が非常に高くなっているというふうには言われておりますが、この防災対策に対しまして、大阪府下の市町村の定期的な連携のための対策会議は、開催されているんでしょうか。

【榎村 会長】 ソフト対策で、さっき減災というお話があったりいろいろしましたので。関係課の方はおられるんでしょうか。もしおられましたら、御説明をお願いいたします。

【幹事 山田事業管理室長】 都市整備部事業管理室長の山田と申します。

防災に関しましては、災害対策基本法に基づく防災計画を作成することになっております。危機管理部局を中心に、当然、全市町村さんと一緒に府の計画に基づいて、市町村さんのほうでそれぞれの防災計画を立てられるということです。もちろんそれ以外にも、今、社会情勢の変化に伴いまして、都市整備部のほうでも、例えば大きな災害に対しましてタイムラインを作成するだとか、それから地元の方々、市町村さんと災害に備えた水防計画の策定に当たりまして、必要な議論をする場を定期的に持っているのと、また、常に新しい災害に対しましてご意見を伺うというようなことで、各事務所に地域支援防災グループというのがございまして、例えば地域版のハザードマップ作成の取り組みだとか、そういった地域に対しての取り組みも市町村さんと連携しながらやらせていただいているところでございます。

【阪井 委員】 ありがとうございます。

【榎村 会長】 そのほか何か。

はい、栗本委員。

【栗本 委員】 説明画面の12ページ、13ページの土地の利用に関する基本構想なんですけれども、ここの土地の特性で都市と自然の近接性、それから基本理念で自然環境を保全しつつと、こう書いているんですが、この基本方針の中には、「みどり豊か」という言葉はあるんですが、これだと自然環境の保全とか、質の高い自然環境を特に創出しなきゃいけないと思っているんですが、少し読み取りができないのかなというふうに思っています。自然環境について、次回で結構なんですけれども、もう少し積極的な取り組みの言葉が欲しいなというふうには思いました。

【榎村 会長】 事務局のほうで。

【幹事 中村計画推進課参事】 ありがとうございます。資料2としてお配りしております、「大阪府国土利用計画（第五次）案」の17ページのところで詳細に書かせていただいているところがございます。下から3段落目ですね。「また、健全な生態系を維持・再生するため、森林、農地、河川、海等の多様な自然環境の保全や府民が実感できるみどりを創出する」というようなことを記載させていただいたり、そういった自然保全についての考え方をここで述べさせていただいているところがございます。よろしく願いいたします。

【榎村 会長】 よろしいでしょうか。資料2の17ページの下から3段落目以下から、おっしゃっているようなことが一応書かれています。

【栗本 委員】 本文で書くことと基本方針をきちんと定めるということとは、私は別だというふうに思ってますけど。

【榎村 会長】 基本方針のことにつきまして事務局で。

【幹事 中村計画推進課参事】 申しわけございません。実はこれ、15ページのところで将来像2「みどり豊かで魅力ある大阪」という将来像を示させていただいてまして、そこに基本方針の1つ目として「都市の格を高める魅力ある都市空間の創造」というのがあって、今、申しました17ページの②というのが、将来像2の基本方針の2つ目という扱いになってございます。先ほど申し上げました下から3段落目のところ、健全な生態系を維持・再生云々というところは基本方針として記載させていただいているところがございます。パワーポイントのところに反映できておらず申しわけございません。よろしく願いいたします。

【榎村 会長】 よろしいでしょうか。

加我委員、どうぞ。

【加我 委員】 部会のほうに関わらせていただきましたので、この自然環境とみどりという言葉で、私の解釈としてお話をさせてもらいたいと思います。パワーポイントの12ページのところで土地利用の基本理念として、「公共の福祉を優先させ、自然環境を保全しつつ」というのがございます。それを受けて、将来像として、「にぎわい・活力ある大阪」「みどり豊かで魅力ある大阪」「安全・安心な大阪」ということで中段目のところに「みどり豊か」を入れていただいておりますが、本編の15ページから以降がこの「みどり」に関わる場所ですけれども、私も非常に迷った場所です。先ほどから少し議論になっている都市公園の不足ということで、都市部の自然環境としての「みどり」と、それから大阪は市街地を取り囲みます農地があって、周辺山系としての森林があって、さまざまな自然が都市部にも入っており、都市部の周辺を取り囲んでいます。さらに未利用地で新たに緑化される「みどり」や道路の街路樹があります。大きく自然環境も含めて「みどり」という平仮名の「みどり」で書いたほうがわかりやすいのではないかなというように、様々な自然環境を総合して「みどり」という言葉が使われていると考えています。

【榎村 会長】 これも議論があったところかと思いますが。「みどり」と平仮名で書いていろんなものを含めるということで、「みどり」というふうなことになったように思います。自然環境保全というのは、パワーポイントの12ページの土地利用の基本理念のところ、自然環境を保全しつつというふうなきっちりとしたことを入れておりますので、それと、ぱっと見たところ自然環境という漢字の言葉と「みどり」というのが結びつきにくいこともあろうかというふうに思いますが、内容的にはそういうものを包含しているというふうにお取りいただければと思います。

ほかに何か、よろしいでしょうか。もうご意見ございませんでしょうか。

もしないようでしたら、今までいただいた御意見もまた、後々の計画に反映させていただければというふうに思いますが、今回の第五次のこの案につきまして表決に入りたいと思いますが、本議案を原案どおり答申することにご異議はございませんでしょうか。

『異議なしの声』

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、原案のとおり答申することといたします。

4 報告案件「大阪府土地利用基本計画の変更について（森林地域の縮小）」

説明・質疑

それでは、次に報告事項がございますので、そちらのほうに入りたいと思います。

「大阪府土地利用基本計画の変更について（森林地域の縮小）」について幹事から報告をお願いいたします。

この「大阪府土地利用基本計画の変更（森林地域の縮小）」でございますけれども、森林地域における開発につきましては、森林法により審査基準を満たせば許可することになっております。この件につきましては、国土利用計画審議会に先立ち開発されるということになっておりますので、平成22年度からの本審議会で「森林地域の審議の取扱い」について御審議いただきまして、報告案件とすることになっております。そのようなことで、このことを報告案件として取り扱わせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【幹事 中村計画推進課参事】 それでは、都市計画室計画推進課、中村のほうから御説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

案件の説明に入らせていただく前に、「土地利用基本計画」の概要及び大阪府の現行計画について、御説明いたします。土地利用基本計画は、国土利用計画法第9条に基づき、国土利用計画を基本として都道府県が策定するものでございます。都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5つの地域について定め、個別の土地利用規制法に基づく各計画の上位計画として、行政内部の総合調整の役割を果たします。土地取引規制、開発行為の規制、遊休地に関する措置等を実施するに当たっての基本となる計画でございます。

現在の大阪府の「土地利用基本計画」は、計画書と計画図から構成されており、計画書に土地利用に関する「基本理念」、「将来像と基本方針」、「原則」を記載した「土地利用の基本方向」、5つの地域区分が重複する地域における、土地利用に関する調整指導方針を、また、計画図には、5つの地域の範囲を5万分の1の図面に示しております。

5つの地域の指定の考え方につきましては、次のとおり定めております。

「都市地域」は、「一体の都市として、総合的に整備、開発及び保全する必要がある地域」で、都市計画法に基づく「都市計画区域」に相当する地域でございます。

「農業地域」は、「総合的に農業の振興を図る必要がある地域」で、農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農業振興地域」に相当する地域でございます。

「森林地域」は、「林業の振興または森林の有する災害防止、水源涵養などの諸機能の維持増進を図る必要がある地域」で、森林法に基づく「国有林」及び、「地域森林計画対象の民有林」の区域に相当する地域でございます。

「自然公園地域」は、「優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進

を図る必要がある地域」で、自然公園法に基づく「自然公園」に相当する地域でございます。

「自然保全地域」は、「自然環境の保全を図る必要がある地域」で、自然環境保全法に基づく「大阪府自然環境保全条例」による「大阪府自然環境保全地域」に相当します。

これらの考え方にに基づき指定された5つの地域の規模は、お示ししている表のとおりとなっております。

この図は5つの地域の指定の状況を概念的に示したものでございますが、複数の地域区分が重複して指定されるエリアが生じます。本計画においては、この重複するエリアにおける土地利用に関する調整、指導の方針を定めております。

例えば、「市街化調整区域である都市地域」と「農用地区域以外の農業地域」とが重複する場合は、計画的な都市化が担保される場合等に限り、土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用も認めます。

また、「市街化調整区域である都市地域」、「農用地区域以外の農業地域」及び「保安林区域である森林地域」の3つが重複する場合は、保安林としての利用を優先することとしています。

現行の「大阪府土地利用基本計画」の概要については、以上でございます。

それでは、報告案件「大阪府土地利用基本計画の変更（森林地域の縮小）」について御説明をいたします。

説明に入らせていただく前に、本審議会における森林地域の変更の取り扱いについて御説明をいたします。

森林地域における開発については、森林法に基づく審査基準を満たして

いるものについて許可しなければならないこととなっており、法定の手続を経た上で、本審議会に先立って開発行為が行われます。そのため、平成22年度第2回の本審議会におきまして、森林地域の変更については、報告案件として取り扱うことと整理いただいております。

今から御説明する5案件につきましては、斜面崩壊や水害発生に対する対策、下流域の水の依存地域における水の確保、開発地周辺の環境悪化防止のための残置森林の確保など、森林法に基づく許可の基準を満たす計画であることから、既に開発の許可がなされております。それぞれの開発につきまして、工事の完了を確認しておりますことから、本審議会に報告し、これをもって土地利用基本計画を変更するものでございます。

それでは、「森林地域の縮小」の5案件について、御報告をさせていただきます。「議案書」の3ページ以降、「説明資料」の1ページ以降でございます。

はじめに、「議案書」6ページ及び「説明資料」の3ページ以降の「整理番号1」をご覧ください。箕面森林地域の縮小について、御説明いたします。対象となる箕面市止々呂美地区は、水と緑の健康都市、いわゆる箕面森町の一部でございます。画面の緑色の部分が、現況の森林地域でございます。このうち赤色の部分を縮小するものでございます。水と緑の健康都市特定土地区画整理事業の施行により、住宅地等の造成が行われており、これにより、森林地域約133haを縮小するものでございます。

続きまして、「議案書」の7ページ及び「説明資料」の3ページ以降の「整理番号2」をご覧ください。茨木森林地域の縮小につきまして、御説明いたします。

対象となる茨木市大字福井地区は、国際文化公園都市「彩都」の中部地区の南側に位置しております。画面の緑色でお示ししている現況から、赤

色の部分を縮小いたします。茨木市による、彩都の中部地区の南側から府道余野茨木線へつながる都市計画道路の一部の整備が行われており、これにより、森林地域約3haを縮小するものでございます。

続きまして、「議案書」の8ページ及び「説明資料」の3ページ以降の「整理番号3」をご覧ください。堺森林地域の縮小について、御説明いたします。対象となる堺市逆瀬川地区は、堺市の南部に位置し、泉北ニュータウンの南側に近接する丘陵地で、府道富田林泉大津線沿いにございます。緑色でお示ししている現況から、赤色の部分を縮小いたします。住宅地の開発が行われており、これにより、森林地域約3haを縮小するものでございます。

続きまして、「議案書」の9ページ及び「説明資料」の3ページ以降の「整理番号4」をご覧ください。熊取森林地域の縮小について、御説明いたします。対象となる熊取町大字小谷地区は、熊取町の東部に位置し、貝塚市との境界付近に位置しております。緑色でお示ししている現況から、赤色の部分を縮小いたします。民間事業者により、太陽光パネルが設置されており、これにより、森林地域約9haを縮小するものでございます。

最後に、「議案書」の10ページ及び「説明資料」の3ページ以降の「整理番号5」をご覧ください。阪南森林地域の縮小について、御説明いたします。対象となる阪南市山中溪地区は、阪南市の南東部、阪和自動車道、JR阪和線が通る谷筋に位置しております。緑色でお示ししている現況から、赤色の部分を縮小いたします。民間事業者により太陽光パネルが設置されており、これにより、森林地域約6haを縮小するものでございます。

これら5案件の変更によりまして、資料3の「説明資料」の1ページの総括表にございますとおり、森林地域は、55,663haから約154ha縮小し、55,509haとなります。

説明は以上でございます

【榎村 会長】 ありがとうございます。

今、5地区について説明、報告がございましたけれども、このことにつきまして何か御質問等ございませんでしょうか。

原田委員、どうぞ。

【原田 委員】 原田でございます。

間違っていたらごめんなさい。パワーポイントの資料の18ページからの地図で、能勢町と記載されているのは、豊能町の間違いじゃないかなと思うんです。確認をお願いします。

【幹事 中村計画推進課参事】 申し訳ございません。御指摘のとおり、豊能町の誤りでございます。大変失礼いたしました。

【榎村 会長】 今、御指摘のようにパワーポイントの18ページのところ、能勢町となっておりますが、豊能町の間違いだということです。御指摘ありがとうございます。

ほかにごございませんでしょうか。何か御質問ございませんでしょうか。

これは議長としての発言ではございませんが、ちょっと全国的に問題になっておりますのは、太陽光パネルの設置が、ただ平面図だけで見ているとわからないんですけど、勾配によりまして、非常に大規模に斜面地に設置されているところも全国的に出てきておりまして、災害とも関わるというようなことも起きてきている箇所もございますので、今後、この案件ではございませんけれども、開発許可のところですけれども、何か御留意いただければいいなというふうに思います。

ほかのところ、何か御意見、御指摘とかございませんでしょうか。

何かございましたら、どうぞ御質問していただいたらと思いますが。

橋本委員、どうぞ。

【橋本 委員】 教えていただきたいんですけど、今、会長のほうからお話があった太陽光パネルの件なんですけれども、太陽光パネルの設置について計画変更では太陽光パネル設置に影響する土地の造成のためというふうに書いているんですけども、法的には太陽光パネルの設置はどういう開発になるんですか。教えていただきたいんですけど。

【榎村 会長】 事務局で何か。御説明できる方がいらっしゃいましたら。

よろしく申し上げます。

【幹事 中杉審査指導課長】 住宅まちづくり部建築指導室審査指導課長の中杉でございます。

太陽光パネルの設置にかかります内容につきましては、都市計画法上は開発許可が不要という扱いになってございます。宅地としての利用になりますので、宅地造成等規制法のエリアの中にありましたら、宅造の許可は必要というふうな扱いになってございます。

先ほど会長がおっしゃられましたように、様々な住宅地に隣接したところでパネルの設置ということになりますと、周辺住民さんの方々が不安になるようなケースもございまして、規制法が直接及ばないケースもございまして、電気事業者に関します再生エネルギーの電気の調達に関する特別措置法が、この4月から改正施行されますことを受けまして、エネルギー政策課が中心となって関係部局が集まりまして、この取り扱いについて調整していきたいというようなことで、現在動いてございます。

以上でございます。

【榎村 会長】 御説明ありがとうございます。

【橋本 委員】 もう一つ、再度確認なんですけど、開発申請上は府に対してはどのような形で出てくるんですか。

【幹事 中杉審査指導課長】 審査指導課長の中杉でございます。

農地を造成してパネルを設置したいということであれば都市計画法上の開発許可は不要でございますので、通常だと駐車場の整備と同じような扱いになってしまうということございまして。そんな中で、周辺の方々の関係とかそういうことにつきまして、どのようなふうにするかということについて、今現在、関係課で調整しているという状況でございます。

【榎村 会長】 ありがとうございます。

それでは、この土地利用計画の変更について、ほかに意見がないようございまして、直ちに必要な手続を進めたいと思います。

それでは、きょうの議題につきまして審議案件、報告案件とも終了いたしましたので、これで審議会を終わらせていただきたいと思います。

大変たくさんの色々な御意見いただきまして、ありがとうございます。

皆様方には、いろんな意見も頂戴しながら、また円滑な議事の進行に御協力いただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、事務局にお返ししたいと思います。

5 閉会

【司会】 長時間にわたる御審議ありがとうございました。

本日の御審議を踏まえまして、大阪府において必要な手続を進めてまいります。

なお、本日御出席の予定でした石黒委員におかれましては、御都合により急遽欠席ということで御連絡をいただきましたので、この場をおかりしまして御報告させていただきます。

以上をもちまして、平成28年度第2回大阪府国土利用計画審議会を閉

会いたします。

本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでした。

午前 11時15分